

たんぽぽの会 ～防大裁判の原告を支える市民の会～

防衛大学校人権侵害裁判は、防衛省の施設機関である"防衛大学校"の実態を問う全国初の裁判です

連絡先： MAIL hoshitotanpopo88@gmail.com

2019年 10月 18日 14号

《福岡地方裁判所第2民事部》

足立正佳裁判長
大野健太郎裁判官
上原ひとみ裁判官

「却下」不当判決！！
高裁へと控訴

《判決要旨の内容》

(1)国の安全配慮義務

学生生活全般において危険を具体的に予見し、危険の発生を未然に防止する安全配慮義務がある。

(2)組織上の安全配慮義務の有無

講義や集会の際、学生間指導の教育をし、発覚すれば個別に速やかに対応することが求められるが、それ以上に学生間指導に介入し、組織的に何らかの対応をすべき義務はない。いじめ行為の早期察知、再発防止の人的、物理的体制は一定程度整備されていた。

よって、安全配慮義務違反は無い。

(3)教官らによる安全配慮義務違反の有無

本件各行為が発生する具体的な危険性があつたとは認められず、各行為を把握した時点においても具体的な危険性を予見、回避することはできない。

よって、安全配慮義務違反は無い。

(4)原告の主張

加害学生らの多くは暴力や行き過ぎた指導を是とする認識の下、本件行為に及んだとするが、原告の言動等が契機とし、共謀も認められず、一連のいじめと認められない。

防大の制度や体質の問題について、本件のような危険性が内在している学生間指導の特質を踏まえると教官らはもっと積極的に対応することが望ましいが、「自主自律」を重んじなるべく干渉せずに、消極的であつたのではと疑問である。しかし、教官らが本件を認識し、発生を予見、回避することは困難である。

結論

以上のとおり、原告の請求には理由がないから「棄却」とする。

原告のコメント

「見て見ぬふり」をすれば、全て「予見できなかった、回避できなかった」と司法が擁護してくれることになる。また、沢山の時間をかけ双方が述べた証言や証拠を司法があまりにも適当に都合のいい使い方をしていることが許せない。

防大生(若者)の人権を侵害しているのは、司法を含むこの国全体なのではないか？高裁の裁判官に僅かな希望を持ち、問題提起の為に控訴の決心をした。母は私の事を心配して躊躇したが、このままでは終われないと思った。防大には真摯に反省もせずに再発防止には繋がらないと言いたい。皆さんまた一緒に闘って下さい！！

乃山命子(母)のコメント

私は中々判決文を読み終えることができず、とても苦しく、辛かったです。息子はもったまらぬ思いをしながら、読んだかと思うと、高裁にいてもまた苦しむかもしれない・・・防大に悪しき伝統が蔓延していること、学生だけ責任を負わせ、防大は断罪されないことを証明しただけでも十分ではないか？と思いました。

しかし、司法の在り方、「相手が誰であっても声を上げよう」「ここでやめた方が後悔する」息子の想いにやっと追いつくことができました。

また、高裁に行くことによって、更にこの事案を全国に広めていけたらと思います。

これからもどうかよろしくお願い致します。

～広めよう！！一人ひとりの力で～

NNNドキュメント'19 「防衛大学校の闇」

制作ディレクター:大島千佳さん

Youtube
Hulu
閲覧可能

この問題を発信するため、下記始めました。

- ★ Twitter(大島千佳または@oshima_chika)
- ★ Youtube(防衛大学校の暴力・いじめをなくすために)

フォロー、全国へ拡散お願い致します。

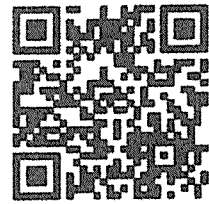
*独自取材、原告へインタビュー動画あり



「防大人権侵害裁判のページ」

<https://boudaisaiban-web.jimdofree.com/>

「たんぽぽ便り」、「支援ニュース」、「新聞掲載記事」、
「裁判日程」、「署名用紙」その他参考資料等掲示。



防大人権侵害裁判とは?どのような経過をたどってきたのか?

たくさんの方々に活用して頂きたいページです。是非ご覧ください。

裁判資料のホームページ (防衛大学校人権侵害裁判 弁護団)

<https://boueidai-jinken-bengodan.jimdofree.com/>

防衛大人権侵害裁判を闘っている原告の弁護団です。

このホームページはで防衛大学校で起きた暴力、いじめ、セクハラ、自殺等の深刻な人権侵害について、裁判に提出された資料や弁護団の論考、報道などを公にし、

防大の実態が国民から見えるようにし、防衛大と自衛隊の改革を求めるものです。

*法廷日程(年明け?)など決まり次第
お知らせ致します。

*パンフ販売中(判決要旨含む第2弾作成中)

高裁へ 署名活動始動！！

新しい署名用紙(救済会さまのご協力)ができました。たくさんの方々のご協力をお願いします。

カンパの振込先

郵便総合口座 たんぽぽの会

(防大裁判の原告を支える市民の会)

店番 748 普通預金 8941260

*郵便口座をお持ちの方はATMから手数料無料

*赤の振込用紙も手数料無料

公正な審理と公正な判決を求める要請書

福岡高等裁判所 御中

2019年10月3日、福岡地方裁判所（足立正佳裁判長）は、「本件発生当時の具体的状況等に照らすと、本件各行為が発生する具体的な危険性があったとは認められず、教官らにおいて、本件各行為の端緒を認識し、その発生を予見するなどして、本件各行為を回避することは困難であったから、教官らの対応が安全配慮義務に違反するまでということはいかなることもできない。」と、原告の請求を棄却しました。

私たちは、地裁で審理された、大学当局の資料や加害学生および教官らの証言などから、本件発生「予見」も「回避」も十分にできたと確信します。

(1) 判決も、学生間指導での粗相ポイント制と罰ゲームは「伝統的なものとして用いられ」ていたこと、そして「殴る、蹴るなどの暴力が」起こっていた、と認定し、加害学生や教官も「学生間指導を体験した」と証言しました。これらから大学内の「暴力やいじめ」は原告が入学する以前から「伝統的」につづいており、「指導の名を借りて暴力や理不尽な対応等の行き過ぎた指導をする者が現れることも、容易に想定できる。」(判決p73) ことで、具合的危険性はあった、と考えるのが自然です。

(2) 原告の母親は、原告への「暴力やいじめ」の事実と防止について繰り返し教官に電話しています。また、学生アンケート（28年8月）では、粗相ポイント制・罰ゲームを殆どの学生が見たり、聞いたりしています。そんななか、「適宜、情報を共有し、連帯する体制をとっていた」、教官らが、本件端緒の認識も、発生と回避の予見もできなかったことは不自然です。

いじめ、暴力、パワハラ、セクハラなどは人間の尊厳を蹂躪する重大な犯罪として社会をあげて根絶に取り組んでいます。防衛大学校でも根絶されるべきです。

貴裁判所に、公正な審理と国民の理解が得られる公正な判決を要請します。

2019年 月 日

氏名	住所

【署名取り扱い団体】

◇送付先 〒822-1101 田川郡福智町赤池 1017-122 中川真佐美方

たんぼぼの会~防大裁判の原告を支える市民の会~

〒810-0041 福岡市中央区大名 2-2-51-403 日本国民救援会福岡本部

心身ともに壊す「学生間指導」という名の 「粗相ポイント制」の罰ゲームの一例

あなたは、この人間の尊厳を破壊するパワハラ、セクハラを許せますか？

(注) 防大に蔓延している主な指導例であり、全てが原告の被害実態に当てはまるものではない

「指導」	内 容
粗相ポイント制	学生舎の居室が同じ1学年に対し、粗相があった場合に先輩がポイントを加算する制度。このポイント清算をするため理不尽な行為を強要される。学生は行為自体を遊びと捉えることにより自分自身を守る自己欺瞞に陥る 例：食いシバキ、ファイヤー、地雷風俗での性行為撮影、毛剃り、一発芸
指令外出	先輩の考えた指令を遂行するための外出。 例：風俗店(ホモ舎)での性行為。一般女性のアドレス確保 100名、ナンパ。遠距離移動させ時間内に帰寮、お土産持参。時間制限付き都内食べ歩き
食いシバキ	限界がきても食べさせる、本来食べられない物も食べさせる行為 例：乾いたカップ麺数個を時間制限付き。食事の異常なてんこ盛り。カルピス原液、七味唐辛子、ラー油等の一気飲み。就寝後の鍋等の残飯。食事に異物(靴墨等)を混入。賞味期限切れ1年経過等をシバキの為保管。飲食店のはしご。ジャム 20個。体作りや先輩への気遣いを掲げ完食が必須
反省文提出	出来ていない事、失敗した事の「自己分析、改善策」の目的は建前であり、実際は時間を奪う事、精神的に追い詰める事が目的である 例：原稿用紙 100枚。無限提出。ノート一冊分の「ごめんなさい」や「小学1年生の漢字書き取り」。自分を卑下し、無能さを書き連ねる。
飛ばし・台風(タイフーン)	週番等が整理不備を理由に再度整理させる為、台風が通り過ぎたように机やベッド、タンスが荒らすこと。ベッドメイキングは「シーツに5円玉を落ととして跳ね返る」などが基本も先輩は電気毛布を使用して規定も曖昧。整理不備に関係なく嫌がらせ目的。時期も恒例化されているがロックオン(目を付ける)されると時節に関係なく執拗にやられる。私物も触られ紛失多し
暴行	殴る、蹴る、エアガン(卒リン時教官許可)髪を切る、ゴミ箱に頭を突っ込む複数で一人を囲み威圧的に行う。短靴を投げつける。熱湯を霧吹きでかけるバットで叩く。トンカチで叩く。ポットから直接熱湯を口に入れる
暴言	「死ぬ」「辞めてくれ」「屑」などの人格否定 被害者家族に対する侮辱発言

原告・青年のお願い 地裁判決では「見て見ぬふり」をすれば、全て「予見できなかった、回避できなかった」と司法が防衛大学校を擁護してくれることになる。また、沢山の時間をかけて双方が述べた証言や証拠を司法があまりにも適当に都合のいい使い方をしていることが許せない。

母は私の事を心配して躊躇したが、このままでは終われない、と思った。防大には真摯に反省もせず再発防止には繋がらない、と言いたい。

みなさん、また一緒にたたかってください。お願いします。

2019, 10, 16